

災害時における施設の使用に関する協定書

狛 江 市

株式会社ニトリホールディングス

カゴメアクシス株式会社

災害時における施設の使用に関する協定書

狛江市を「甲」、株式会社ニトリホールディングスを「乙」、カゴメアクシス株式会社を「丙」とし、甲乙丙の間において、次のとおり災害時における施設の使用に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、狛江市内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、丙が所有し、乙が管理運営する第3条に定める施設（以下「本施設」という。）を指定緊急避難場所（以下「災害時集合場所」という。）として使用することに関し、必要な事項を定める。

（協力）

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、本施設を災害時集合場所として使用する必要があると認めるときは、これを乙に要請することができる。ただし、この場合、原則として甲の立会いを要するものとする。

（一時避難施設の使用）

第3条 乙は、次に掲げる施設を一時避難施設として甲及び近隣住民に使用させるものとする。

施設名称	ニトリ狛江ショッピングセンター	構造等	鉄筋コンクリート造
所在地	狛江市岩戸南二丁目4番3号	竣工年月	2016年12月
所有者	カゴメアクシス株式会社		
管理者	株式会社ニトリホールディングス		

（使用範囲）

第4条 本施設の内避難場所として使用する範囲は、立体駐車場及び平面駐車場とする。

（使用期間）

第5条 本施設の使用期間は、原則として大規模な水害が発生したときには、本施設周辺の浸水が収束するまで、地震が発生したときは、発生の日から原則として2日以内とする。なお、当該使用期間が終了したときは、甲の責任において本施設から避難者を退去させるものとする。

2 前項の定めにかかわらず、本施設の使用期間内であっても、本施設の営業に支障が生じる場合には、乙の判断で本施設の使用を制限又は終了させることができる。

（使用の通知）

第6条 甲は、本施設を使用するときは、使用の理由及び内容、その他使用に必要な事項を記載した通知書を乙に送付するものとする。これによりがたいときは口頭で通知し、事後速やかに、通知書を提出するものとする。

（費用の負担）

第7条 乙又は丙が本協定に基づき本施設を災害時集合場所として提供したことに關して要した費用は、甲乙丙協議の上、甲が負担するものとする。

（費用の請求及び支払い）

第8条 乙又は丙は、前条の費用を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。甲は、乙又は丙からの請求があった場合には、乙又は丙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。

（損害補償）

第9条 本協定及び甲の要請等に基づき、本施設を災害時集合場所として提供したことに関して、本施設又は乙が管理する資産が損傷する等、乙又は丙に損害が生じたとき甲はこれを補償するものとする。なお、乙の従業員等その協力に従事する者（乙の協力者を含む。）が本協定に基づく施設の使用に関連して死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合においては、その損害を賠償するものとする。

2 前項の場合において、補償を受けるべき者が他の法令等により療養その他の給付若しくは補償を受け、又はその原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、甲は、その価額の限度において補償の義務を免れるものとする。

（避難時の事故等に係る責任）

第10条 本施設に地域住民が避難した際に発生した事故等に対する責任は甲が負い、乙及び丙は一切責任を負わないものとする。

（秘密保持）

第11条 甲、乙及び丙は、本協定に関連して知り得た相手方の情報（以下「機密情報」という。）を、第三者（乙のグループ会社は除く。）に開示又は漏洩し、若しくは本契約履行の目的以外に利用してはならないものとする。ただし、個人情報を除き、以下各号の一に該当する情報は機密情報には含まれないものとする。

- （1） 相手方から開示を受けたとき、既に一般公開又は公知となっているもの
- （2） 相手方から開示を受けた後、自己の責によらずして公知となったもの
- （3） 相手方から開示を受けたとき、既に自ら所有していた情報で、それを証明できるもの
- （4） 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得したもの
- （5） 相手方からの秘密情報に依拠することなく、独自に開発したもの
- （6） 裁判所の命令その他法令の規定に基づき開示が義務づけられたもの

2 前項の規定は、本契約終了後も5年間、引き続き有効に存続する。

（狛江市情報公開条例に基づく情報公開）

第12条 前条にかかわらず、本協定書に関わる事実及び内容に対して狛江市情報公開条例（平成12年条例第6号）に基づく情報公開請求があった場合は、地方公共団体である甲の立場を踏まえ、法令に基づく市民への説明責任を果たすために必要最小限の範囲で、狛江市情報公開条例に基づき公開の要否を判断するものとする。

（所有者の変更）

第13条 本協定締結後、本施設の所有者が変更になった場合には、丙は、新所有者に対し、本協定上の地位を引き継ぐものとする。

（協議）

第14条 本協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲乙丙協議して定めるものとする。

（効力）

第15条 本協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の3箇月前までに甲乙丙いずれからも何らの申し出がないときは、本協定はさらに1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、乙丙間の賃貸借契約が終了したときは、本協定は自動的に終了するものとする。

（準拠法、合意管轄）

第16条 本契約に関して生じた甲乙間の紛争については、東京地方裁判所をもって第

一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本協定締結の証として、本書3通を作成し、3者記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年4月1日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号
狛江市 市長 松原 俊雄



乙 東京都北区神谷三丁目6番20号
株式会社ニトリホールディングス
代表取締役社長 白井



丙 愛知県名古屋市中区錦三丁目14番15号
カゴメアクシス株式会社
代表取締役社長 竹内

